

平成30年度秋田県における農畜産物の放射性物質検査方針

平成30年6月11日
秋田県農林水産部
農業経済課

1 原子力災害対策本部による「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（ガイドライン）」（平成29年3月24日公表）について

- 平成29年3月24日に公表された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（以下、「新ガイドライン」という。）では、特に、対象自治体の除外に係る指標として、「栽培・飼養管理が可能な品目群（野菜、果樹等）」については、直近3年間の検査が全て基準値の1/2(50Bq/kg)以下であれば対象自治体から除外する」との指標が新たに設定されている。
（「50Bq/kg」は厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に定められたスクリーニングレベル(基準値の1/2)）
- これにより、本県は平成29年度から「栽培・飼養管理が可能な品目群（野菜、果樹等）」の検体対象自治体から除外されている。
- 一方、「栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのこ類含む）」では、引き続き検査対象自治体とされている。

<指標の適用による検査対象都県> ※ 新ガイドラインP11関係

別表(1)栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのこ類含む）

… これまでどおり、本県を含む17都県が検査対象

別表(2)栽培/飼養管理が可能な品目群

… 4県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）のみが検査対象

※ ただし、都県名が除外された場合においても、必要に応じて新ガイドラインに基づく検査が実施できるよう明記されている。

2 平成30年度の本県における検査計画について

(1) 栽培/飼養管理が困難な品目群等（原木きのこ類含む）

- きのこや山菜類等の「栽培/飼養管理が困難な品目」については、新ガイドラインでも、これまでと同様の方針であることから、別紙「平成30年度主要農畜産物安全性確認調査事業計画（以下、「県計画」という。）」のとおり、昨年度と同様に検査を実施する。
- これまでの検査の結果、50Bq/kg以上の放射性物質が継続して検出されている「ねまがりたけ」のほか、その他山菜類及び原木由来の放射性物質が懸念される「原木しいたけ」については、新ガイドラインに基づき検査を継続する。

(2) 栽培/飼養管理が可能な品目群

- 一方、本県において、野菜等の「栽培/飼養管理が可能な品目」については、これまでの7年間、大部分の品目で放射性物質が不検出もしくは検出されても基準値を大きく下回っていることから、安全性は確保されていると判断できる。
- このため、当該品目の検査を継続する合理的理由は極めて希薄であることから、「栽培/飼養管理が可能な品目」の「自主検査」については、平成29年度以降は実施しない。
- ただし、「牛肉」については、首都圏の流通業者との取引への影響が懸念されるため、全頭検査を継続するほか、「生乳」については、規模を縮小して検査を継続する。